

漁船関係申請マニュアル

令和 7 年 10 月

富山県農林水産部水産漁港課

目 次

1	動力漁船の建造、改造、転用許可及び計画変更許可について	P 1
	(1) 漁船建造の許可申請について	P 2
	(2) 漁船改造の許可申請について	P 5
	(3) 漁船転用の許可申請について	P 9
	(4) 漁船建造等許可の変更許可申請について	P 11
	(参考) 漁船建造等許可手続きの流れ図	P 12
2	漁船の認定に関する事	P 13
	(1) 認定基準について	P 14
	(2) 動力漁船の性能の基準	P 16
	(3) 合計容積に対する総トン数の早見表	P 17
3	漁船登録に関する事	P 19
	(1) 新規登録について	P 22
	(2) 変更登録について	P 22
	(3) 申請書に記入上の注意事項	P 22
	・ 漁船登録申請等添付書類一覧表	P 24
	・ 漁船登録における漁業種類の分類	P 25
4	漁船登録票の返納及び登録番号の抹消に関する事	P 27
5	漁船登録票の再交付に関する事	P 27
6	漁船及び漁船登録票の検認に関する事	P 28
7	漁船登録(抹消)謄本の交付に関する事	P 29
8	漁船登録手続等に関する一般的注意事項	P 29
9	小型漁船の総トン数の測度について	P 31
10	各種手数料について	P 32
11	申請書等様式	P 33

1 動力漁船の建造、改造、転用許可及び計画変更許可について

船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ10 m未満のものを除く。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造あるいは転用しようとする者は、次に示す区分に応じて農林水産大臣又は主たる根拠地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

ア 農林水産大臣の許可が必要な場合（2ページ）

- (1) 農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船。
- (2) 総トン数20トン以上のもので、都道府県知事の許可を要しない動力漁船。

イ 都道府県知事の許可が必要な場合（2ページ）

- (1) 都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船。
- (2) 長さ10 m以上、総トン数20トン未満で、大臣許可を要しない動力漁船。

ウ 改造許可について（5ページ）

改造とは次にあげるものをいう。

- (1) 総トン数及び船舶の主要寸法（長さ、幅、深さ）を変更しようとするとき。
- (2) 推進機関を新たに据付け、機関の種類もしくは、その出力を変更しようとするとき。
- (3) 漁業種類を変更するため、構造もしくは設備を変更しようとするとき。即ち魚倉、燃料油そう、ネットホーラー、ラインホーラー等の構造もしくは設備に変更を生じる場合（許可漁業に係る漁船はほとんどの場合該当する）。
- (4) 過去において漁船であったものをもとの漁業種類に再使用する場合においても、再使用にあたって、主要寸法あるいは推進機関に変更を生じる場合、又は他種漁業に使用する場合。
- (5) 貨物船、曳船など、その他一般船舶を構造もしくは設備に変更を加えて漁船とする場合。

エ 転用許可について（9ページ）

転用とは次にあげるものをいう。

- (1) 過去において漁船であったものを、もとの漁業種類の漁船に再使用する場合。
- (2) 漁船以外の一般船舶を改造しないで漁船として使用する場合。

※ただし、(1)について、漁船登録抹消後に小型船舶登録を行っていないものについては漁船として扱うため、再使用の際は転用ではなく譲受等の手続きが必要。

オ 計画変更許可について (11ページ)

計画変更とは、建造、改造、転用の許可内容を変更することで、次にあげる場合をいう。

- (1) 漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地
- (2) 計画総トン数
- (3) 主要寸法（船舶の長さ、幅、深さ）
- (4) 船 質
- (5) 建造又は改造を行う造船所
- (6) 推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径

なお、申請又は許可内容のうち船名、申請者の住所、推進機関の製作所等のみの変更に
ついては、計画変更許可に該当しないが遅滞なく届け出ること（様式第5号）。

カ 許可の有効期限（失効）について

- (1) 建造許可は許可の日から1年以内に竣工しないとき失効する。
- (2) 改造許可は許可の日から6ヵ月以内に完成しないとき失効する。
- (3) 転用許可は許可の日から2ヵ月以内に転用による使用を開始しないとき失効する。

なお、以上の期間内に工事が完成しない場合は許可の有効期間内に期間延長の事由と、
その事由を証する書類（工事進捗状況報告書等）を付して期間延長の申請をしなければ
ならない。申請の時点で工事未着工の場合は、改めて建造（改造）又は転用の許可申請
をすること。

(1) 漁船建造の許可申請について

漁船を建造する場合は、漁船建造許可申請書（様式第1号）に次の書類を添えて農林水
産大臣又は知事に提出しなければならない。

ア 共通事項（知事許可、大臣許可）

- (ア) 船舶所有者と使用者が相違する場合は、船舶使用承諾証明書（様式第20号）又は用
船契約証（写）と所有者の印鑑証明書を添付すること。
- (イ) 各図書には、許可申請書に記載する船主名、船名、漁業種類、計画総トン数、主要寸
法及び造船所を明記すること。
- (ウ) 申請書は、1部（図書2部）とすること。
- (エ) 用紙の大きさは図面を除きA4版とすること。

イ 知事許可を受ける場合

書類名	漁船の区分	知事許可 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 漁船造船契約(予約)証		○	○	様式第10号
2 推進機関製造(販売)契約(予約)証		○	○	様式第14号
3 推進機関経歴書(中古品の場合)		△	△	様式第15号
4 漁業許可証又は起業認可指令書の写		○		
5 事業内容を明らかにした事業計画書			○	様式第17号
6 被代船の用途説明書及び印鑑証明書		○		様式第19号
7 被代船の漁船原簿謄本		○		
8 所属組合長の副申書		○	○	
9 設計を明示する概略図(一般配置図、中央断面図、 総トン数計算書(様式第36号))		○	○	
10 動力漁船の性能の基準適用表		○	○	様式第31号
11 設備明細書		○	○	様式第32号

(注) ○印は必要書類、△印は該当する場合に添付

ウ 大臣許可を受ける場合

書類名	漁船の区分	指定(承認) 漁業の漁船	その他の 漁船	備考
1 造船契約(予約)証		○	○	様式第10号
2 推進機関製造(販売)契約(予約)証(中古機関にあ っては推進機関経歴書)		○	○	様式第14号 様式第15号
3 事業内容を明らかにした事業計画書			○	様式第16号
4 漁業許可証又は起業認可指令書の写		○		
5 被代船の用途説明書及び印鑑証明書		○		様式第19号
6 被代船の漁船原簿謄本		○		
7 船舶使用承諾書又は用船契約書の写		△	△	
8 所属組合長の副申書		○	○	
9 P 4「別表」に掲げる添付図書		○	○	

(注) ○印は必要書類、△印は該当する場合に添付

別表 建造等の大臣許可申請書の添付図書及び部数

申請の区分		図書の種類	一般配置図	中央断面図	総トン数計算書	船員設備等詳細図（注）	改造要領図
1 建造			2	2	2	2	
2 改造	(1) 主要寸法又は総トン数の変更を伴う改造の場合		2	2	2	2	2
	(2) (1)以外の改造の場合		2				2
3 転用			1	1		1	

注 ①申請に係る動力漁船が「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の規定に基づく総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準」（平成 19 年 7 月 25 日農林水産省告示第 960 号）の適用を受けない場合にあつては、船員設備等詳細図の添付は必要ない。

②平成 19 年 7 月 25 日農林水産省告示第 960 号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 6 条の規定に基づき、総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件の全部を改正する件）に適合するものとするために、又はこれに加え「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針について」（平成 19 年 7 月 26 日 19 水漁第 1418 号）別紙「労働居住環境の改善のための漁船の設備基準（任意基準）について」に適合するものとするために大型化する船舶については、様式第 38 号の申告書を添付。

(2) 漁船改造の許可申請について

漁船を改造する場合は、漁船改造許可申請書（様式第2号）に次の書類を添えて農林水産大臣又は知事に提出しなければならない。

※ただし動力漁船から推進機関を撤去して無動力漁船とする場合は、改造許可は不要

ア 共通事項（知事許可、大臣許可）

- （ア） 船舶所有者と使用者が相違する場合は、船舶使用承諾証明書（様式第20号）又は用船契約証（写）と船舶所有者の印鑑証明書を添付すること。
- （イ） 改造工事が、下記のA、B、C及びDの2つ以上に該当する場合は、それぞれの添付書類を満たすこと。
- （ウ） 所有者変更を伴うものは、漁船譲渡証書（様式第22号）及び譲渡人の印鑑証明書を添付すること。
- （エ） 用紙の大きさは図面を除きA4版とする。
- （オ） 下記提出書類の他に農林水産大臣又は知事が必要と認める書類の提出を求めることがある。

イ 知事許可を受ける場合

A 船体改造の場合

書 類 名	漁船の区分 知事許可 漁 業 の 漁 船	その他の 漁 船	備 考
1 船舶改造工事契約(予約)証	○	○	様式第11号
2 漁業許可証又は起業認可指令書の写	○		
3 事業内容を明らかにした事業計画書		○	様式第17号
4 改造する漁船の漁船原簿謄本	○	○	
5 所属組合長の副申書	○	○	
6 改造工事の内容を明らかにした図書 (改造する場合の名称、位置、規模、積量等を明示した概略図表及び対比表)	○	○	
7 動力漁船の性能の基準適用表	○	○	様式第31号

B 機関改造の場合

漁船の区分 書類名	知事許可 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 船舶改造工事契約(予約)証(自己の場合を除く)	○	○	様式第11号
2 推進機関製造(販売)契約(予約)証	○	○	様式第14号
3 推進機関経歴書(中古品の場合)	△	△	様式第15号
4 改造する漁船の漁船原簿謄本	○	○	
5 所属組合長の副申書	○	○	

C 漁業種類変更の場合

漁船の区分 書類名	知事許可 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 船舶改造工事契約(予約)証(自己の場合を除く)	○	○	様式第11号
2 漁業許可証又は起業認可指令書の写	○		
3 事業内容を明らかにした事業計画書		○	様式第17号
4 被代船の使途説明書及び印鑑証明書	○		様式第19号
5 改造する漁船の漁船原簿謄本	○	○	
6 被代船の漁船原簿謄本	○		
7 所属組合長の副申書	○	○	
8 設備明細書	○	○	様式第32号
9 廃業届	○		知事許可漁業申請 書類様式に同じ

D 登録抹消船又は漁船以外の船舶を漁船に改造する場合

書類名	漁船の区分	知事許可 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 船舶改造工事契約(予約)証(自己の場合を除く)		△	△	様式第11号
2 推進機関経歴書		○	○	様式第15号
3 漁業許可証又は起業認可指令書の写		○		
4 事業の内容を明らかにした事業計画書			○	様式第17号
5 被代船の使途説明書及び印鑑証明書		○		様式第19号
6 被代船の漁船原簿謄本		○		
7 改造する船の漁船原簿謄本 (登録抹消船を復活する場合)		△	△	
8 改造する船の船舶原簿謄本又は日本小型船舶検査機構発行の全部事項証明書		○	○	
9 所属組合長の副申書		○	○	
10 設備明細書		○	○	様式第32号

(注) ○印は必要書類、△印は該当する場合に添付

ウ 大臣許可を受ける場合

A 船体改造の場合

書類名	漁船の区分	指定(承認) 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 船舶改造工事契約(予約)証		○	○	様式第11号
2 改造工事の内容を明らかにした図書 (改造する場所の名称、位置、規模、積量等を明示した概略図面及び対比表)		○	○	
3 改造する漁船の漁船原簿謄本		○	○	
4 所属組合長の副申書		○	○	
5 P 4 「別表」に掲げる添付書類		○	○	

B 機関改造の場合

漁船の区分 書類名	指定(承認) 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 船舶改造工事契約(予約)証(自己の場合を除く)	△	△	様式第11号
2 推進機関製造(販売)契約証(中古品は経歴書)	○	○	様式第14号 様式第15号
3 改造する漁船の漁船原簿謄本	○	○	
4 所属組合長の副申書	○	○	

C 漁業種類変更の場合

漁船の区分 書類名	指定(承認) 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 船舶改造工事契約(予約)証(自己の場合を除く)	△	△	様式第11号
2 事業内容を明らかにした事業計画書		○	様式第16号
3 漁業許可証又は起業認可指令書の写	○		
4 被代船の使途説明書及び印鑑証明書	○		様式第19号
5 被代船の漁船原簿謄本	○		
6 改造する漁船の漁船原簿謄本	○	○	
7 所属組合長の副申書	○	○	
8 P 4 「別表」に掲げる添付図書	○	○	

D 登録抹消船又は漁船以外の船舶を漁船に改造する場合

書 類 名	漁船の区分	指定(承認) 漁 業 の 漁 船	その他の 漁 船	備 考
1 船舶改造工事契約(予約)証(自己の場合を除く)		△	△	様式第11号
2 事業内容を明らかにした事業計画書			○	様式第16号
3 漁業許可証又は起業認可指令書の写		○		
4 被代船の使途説明書及び印鑑証明書		○		様式第19号
5 被代船の漁船原簿謄本		○		
6 改造する漁船の漁船原簿抹消謄本 (登録抹消船を復活する場合)		△	△	
7 改造する船舶の船舶原簿謄本又は船籍簿謄本		○	○	
8 推進機関経歴書		○	○	様式第15号
9 所属組合長の副申書		○	○	
10 P 4 「別表」に掲げる添付図書		○	○	

(注) ○印は必要書類、△印は該当する場合に添付

(3) 漁船転用の許可申請について

動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船に転用しようとする者は、漁船転用許可申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて農林水産大臣又は知事に提出しなければならない。

ア 共通事項(知事許可、大臣許可)

- (ア) 船舶所有者と使用者が相違する場合は、船舶使用承諾証明書(様式第20号)又は用船契約証(写)と船舶所有者の印鑑証明書を添付すること。
- (イ) 申請書は、1部(図書2部)とすること。
- (ウ) 用紙の大きさは図面を除きA4版とすること。

イ 知事許可を受ける場合

書類名	漁船の区分	知事許可 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 推進機関経歴書		○	○	様式第15号
2 漁業許可証又は起業認可指令書の写		○		
3 事業内容を明らかにした事業計画書			○	様式第17号
4 被代船の使途説明書及び印鑑証明書		○		様式第19号
5 被代船の漁船原簿謄本		○		
6 転用する船舶の船舶原簿謄本又は日本小型船舶 検査機構発行の全部事項証明書		○	○	
7 漁船原簿抹消謄本(抹消漁船を再使用する場合)		△	△	
8 動力漁船の性能の基準適用表		○	○	様式第31号
9 設備明細書		○	○	様式第32号
10 船舶使用承諾書又は用船契約書写		△	△	

ウ 大臣許可を受ける場合

書類名	漁船の区分	指定(承認) 漁業の 漁船	その他の 漁船	備考
1 転用する船舶の船舶原簿謄本又は船籍簿謄本		○	○	
2 漁船原簿謄本(抹消漁船を再使用する場合)		○	○	
3 被代船の使途説明書及び印鑑証明書		△		様式第19号
4 被代船の漁船原簿謄本		△		
5 漁業許可証又は起業認可指令書の写		○		
6 事業内容を明らかにした事業計画書			○	様式第16号
7 推進機関経歴書		○	○	様式第15号
8 船舶使用承諾書又は用船契約書写		△	△	
9 P 4 「別表」に掲げる添付図書		△	△	

(4) 漁船建造等許可の変更許可申請について

漁船建造、改造、転用の許可があった後に、

- (ア) 漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地
- (イ) 総トン数
- (ウ) 船舶の長さ、幅及び深さ
- (エ) 船 質
- (オ) 建造（改造）を行う造船所の名称及び所在地
- (カ) 推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径

のいずれかを変更しようとする者は、漁船建造（改造・転用）計画変更許可申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて農林水産大臣又は知事に提出しなければならない。

（該当する場合に添付すること）

区 分	書 類 名
1 造船所の変更	ア 旧造船所との契約を解除したことを証する書類 イ 新造船所との契約証
2 推進機関製作所（販売者）の変更	ア 旧製作所の解約同意書 イ 新製作所の契約証
3 漁業種類又は用途、総トン数、主要寸法、船質の変更	ア 造船（販売）変更契約（予約）証 イ 変更設計を明示する図書 （建造等許可申請の場合に準ずる）
4 機関の種類、馬力数、シリンダの数及び直径の変更	ア 推進機関製造（販売）変更契約証

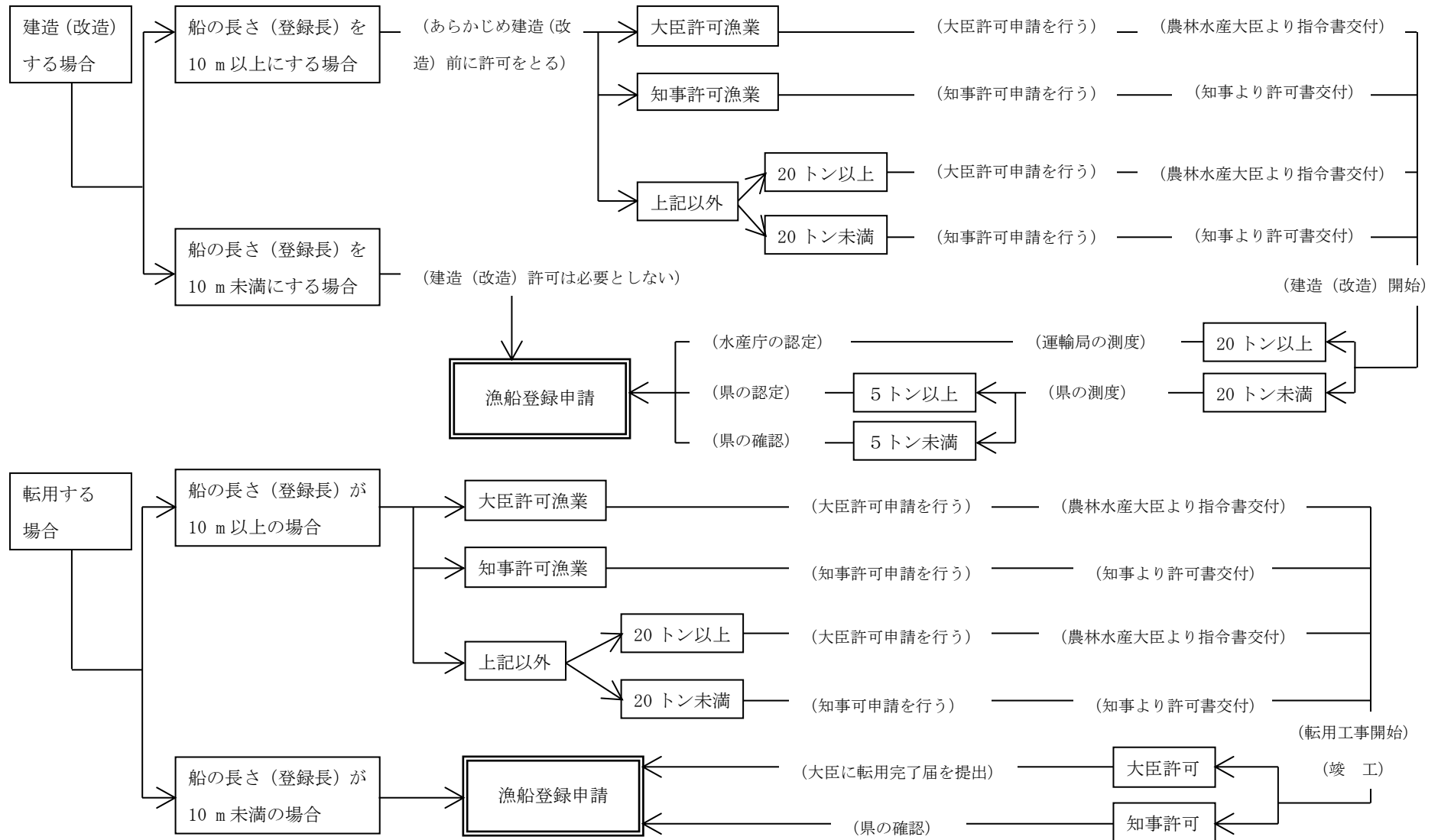
（注） 建造（改造・転用）許可指令書（写）を添付すること。

また、漁船建造、改造、転用の許可があった後に、

- (ア) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 船 名
- (ウ) 推進機関の製作所の名称及び所在地
- (エ) 起工、進水及び竣工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日

のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なくその旨を漁船建造（改造・転用）計画変更報告書（様式第5号）により農林水産大臣又は知事に報告しなければならない。

(参考) 漁船建造等許可手続の流れ図



2 漁船の認定に関すること

漁船の建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船が竣工し、又は、改造工事が完成したときは、漁船法第8条に基づき、農林水産大臣又は知事の認定を受けなければならない。（計画総トン数5トン未満の動力漁船の場合は、県の確認が必要である。）

認定を受けるには、漁船法施行規則第7条第2項及び富山県漁船法施行規則第7条第2項に定められている漁船認定届（様式第6号又は水産庁様式）を、竣工又は改造工事完成予定期日の3週間前までに必着するように、農林水産大臣又は知事に提出しなければならない。

なお、漁船認定届には、原則として建造（改造）許可指令書（写）を添付すること。

（注1）

総トン数5トン未満の予定で建造又は改造した漁船が総トン数5トン以上となったことが判明した場合には、県の測度及び認定を受けなければならない。

（注2）

認定は、建造又は改造が許可の要件及び性能の基準と、竣工し又は改造工事が完成した漁船が合っているかどうかを確認することが目的であるから、それらが相違した場合は認定できない。

この場合の認定の要件とは、漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地、総トン数、主要寸法（長さ、幅及び深さ）、船質、造船所の名称及び所在地、推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径に係わるものをいうのであるから、これらについては確実に許可書記載どおりに漁船を建造（改造）することが必要である。

（注3）

竣工し、又は改造工事が完成した漁船が許可の要件及び性能の基準と相違したために認定できない場合には、その相違に応じて、その事項について計画変更の許可を被代船その他必要な条件を揃えて申請し、その許可を持って改めて認定を受けなければならない。

(1) 認定基準について

① 氏名又は名称及び住所

許可を受けた者とは、所有者の意味であるから、それが相違するときは認定できない。
ただし、改名、改称、住所の変更等は許可をした行政庁あてに届け出があれば、許可と相違しても認定する。

② 船 名

船名の変更は差し支えないが、変更するときは許可をした行政庁あてに届け出を要する。

③ 漁業種類又は用途

設備その他から判断して、許可を受けた漁業種類と異なるときは認定できない。

④ 操業区域及び根拠地について

許可と異なるときは認定できない。但し、根拠地については同一都道府県内であって、漁業の許認可上差し支えないときは異なっても差し支えない。

⑤ 船 質

許可と異なるときは認定できない。

⑥ 長さ、幅及び深さ

許可と相違する場合、その相違が工作上又は測度上止むを得ないと認められる次に掲げる誤差の範囲の何れか一つをこえるときは認定できない。

「主要寸法」

次の表の左欄に掲げる船質の区分に応じ、その長さ、幅及び深さの各々が許可の寸法に対しそれぞれ次欄に掲げる数値以内

船質区分	主要寸法	数 値
鋼 船 軽 合 金 船	長 さ	0.3%又は10cmのうち何れか大なる値
	幅	0.5%又は4cmのうち何れか大なる値
	深 さ	0.5%又は3cmのうち何れか大なる値
F R P 船	長 さ	0.5%又は10cmのうち何れか大なる値
	幅	1.0%又は6cmのうち何れか大なる値
木 船 及び 木鉄交造船	長 さ	3 %
	幅	
	深 さ	

長さ、幅、深さの相乗積：鋼船1% FRP船3% 木船及び木鉄交造船5% 以内

⑦ 総トン数

許可総トン数の10%以内（許可総トン数30トン未満）

⑧ 推進機関の種類

許可と異なるときは認定できない。ジーゼル機関にあつては、低速、高速、2サイクル、4サイクル、過給機付、空気冷却器付、蒸気機関にあつては、レシプロ、タービン等の相違は種類の相違に該当するから、これらが相違するときは認定できない。

⑨ 推進機関の馬力数

許可と異なるときは認定できない。

⑩ 推進機関のシリンダ数及び直径

許可との相違が馬力数を変更するにいたる場合は認定できない。

(注) 1 （長さ10 m 未満又は総トン数5 トン未満を除き）小型機関制限装置機能基準の適用を受けるが、これに適合した制限装置（封印）を行っていない機関を搭載している漁船については認定できない。

2 総トン数において、許容範囲内であっても、漁業調整規則等に定める制限を上回る漁船にあつては認定できない。

(2) 動力漁船の性能の基準

- 1 計画総トン数が 20 トン未満の漁船（単胴船に限る。）にあつては、船舶の幅と深さの比が 2 以上であること。
- 2 計画総トン数が 40 トン未満の漁船（漁船法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる漁業 にのみ従事する漁船及び官公庁船を除く。）にあつては、推進機関の馬力数が、別表の上欄に掲げる計画総トン数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる馬力数以下であること。
- 3 計画総トン数が 20 トン未満の漁船（ジーゼル機関を推進機関とするものに限る。）にあつては、推進機関に燃料の最大噴射量をその機関の構造上安全な噴射量に制限する装置及び機関の最大回転数をその構造上安全な回転数に制限する装置が取り付けられているものであること。

別表

計画総トン数	推進機関の馬力数
4.0 トン未満	330 キロワット (70)
4.0 トン以上 6.0 トン未満	450 キロワット (90)
6.0 トン以上 10 トン未満	540 キロワット (120)
10 トン以上 15 トン未満	670 キロワット (160)
15 トン以上 20 トン未満	890 キロワット (190)
20 トン以上 30 トン未満	1,010 キロワット (250)
30 トン以上 40 トン未満	1,130 キロワット (310)

(3) 合計容積に対する総トン数の早見表

(0.1 トン～5.0 トン)

合 計 容 積(m³)	総トン数	合 計 容 積(m³)	総トン数
0.000 — 0.999	0.0	19.487 — 20.335	3.0
1.000 — 1.474	0.1	20.336 — 20.768	3.1
1.475 — 2.408	0.2	20.769 — 21.614	3.2
2.409 — 2.868	0.3	21.615 — 22.036	3.3
2.869 — 3.780	0.4	22.037 — 22.887	3.4
3.781 — 4.235	0.5	22.888 — 23.306	3.5
4.236 — 5.135	0.6	23.307 — 24.154	3.6
5.136 — 5.583	0.7	24.155 — 24.582	3.7
5.584 — 6.029	0.8	24.583 — 25.427	3.8
6.030 — 6.918	0.9	25.428 — 25.849	3.9
6.919 — 7.363	1.0	25.850 — 26.695	4.0
7.364 — 8.245	1.1	26.696 — 27.109	4.1
8.246 — 8.683	1.2	27.110 — 27.959	4.2
8.684 — 9.562	1.3	27.960 — 28.371	4.3
9.563 — 9.999	1.4	28.372 — 29.219	4.4
10.000 — 10.874	1.5	29.220 — 29.642	4.5
10.875 — 11.307	1.6	29.643 — 30.474	4.6
11.308 — 12.178	1.7	30.475 — 30.896	4.7
12.179 — 12.612	1.8	30.897 — 31.739	4.8
12.613 — 13.045	1.9	31.740 — 32.159	4.9
13.046 — 13.907	2.0	32.160 — 32.986	5.0
13.908 — 14.343	2.1		
14.344 — 15.205	2.2		
15.206 — 15.631	2.3		
15.632 — 16.495	2.4		
16.496 — 16.918	2.5		
16.919 — 17.777	2.6		
17.778 — 18.206	2.7		
18.207 — 19.060	2.8		
19.061 — 19.486	2.9		

合計容積に対する総トン数の早見表

(5.0 トン～19 トン)

合 計 容 積(m³)	総トン数	合 計 容 積(m³)	総トン数
32.160 — 32.986	5.0	42.563— 47.109	6.6
32.987 — 33.824	5.1	47.110— 51.238	7.3
33.825 — 34.243	5.2	51.239— 55.342	7.9
34.244 — 35.080	5.3	55.343— 59.447	8.5
35.081 — 35.497	5.4	59.448— 63.532	9.1
35.498 — 36.332	5.5	63.533— 67.624	9.7
36.333 — 36.748	5.6	67.625— 75.757	10.
36.749 — 37.580	5.7	75.758— 79.831	11.
37.581 — 37.996	5.8	79.832— 87.902	12.
37.997 — 38.826	5.9	87.903— 95.993	13.
38.827 — 39.241	6.0	95.994—104.036	14.
39.242 — 40.068	6.1	104.037—108.018	15.
40.069 — 40.913	6.2	108.019—116.038	16.
40.914 — 41.325	6.3	116.039—124.018	17.
41.326 — 42.150	6.4	124.019—132.013	18.
42.151 — 42.562	6.5	132.014—139.975	19.

3 漁船登録に関すること

漁船（総トン数1トン未満の無動力漁船を除く。）は、漁船法第10条（漁船の登録）第1項に定められている知事の備える漁船原簿に登録を受けなければ、これを漁船として使用してはならない。

漁船の登録を受けようとする者は、漁船法第10条第2項に基づき、漁船法施行規則第9条第1項に定められている申請書に同条第2項、第3項及び第4項に定められている書類を添えて、知事に提出し、登録を受けなければならない。

また、漁船登録した事項に変更が生じたときは、漁船法第17条（変更の登録）第1項に基づき、申請書（様式第9号）に漁船法施行規則第13条の2第2項及び第3項に定められている書類を添えて、変更が生じた日から2週間以内に知事に提出し、登録を受けなければならない。

（注1）

漁船の等級は、次のとおりである。

漁 船 の 等 級		等 級
海面で使用する漁船	1	総トン数100トン以上の動力漁船
	2	総トン数5トン以上100トン未満の動力漁船
	3	総トン数5トン未満の動力漁船
	4	総トン数5トン以上の無動力船
	5	総トン数1トン以上5トン未満の無動力船
淡水面で使用する漁船	6	動力漁船
	7	総トン数1トン以上の無動力船

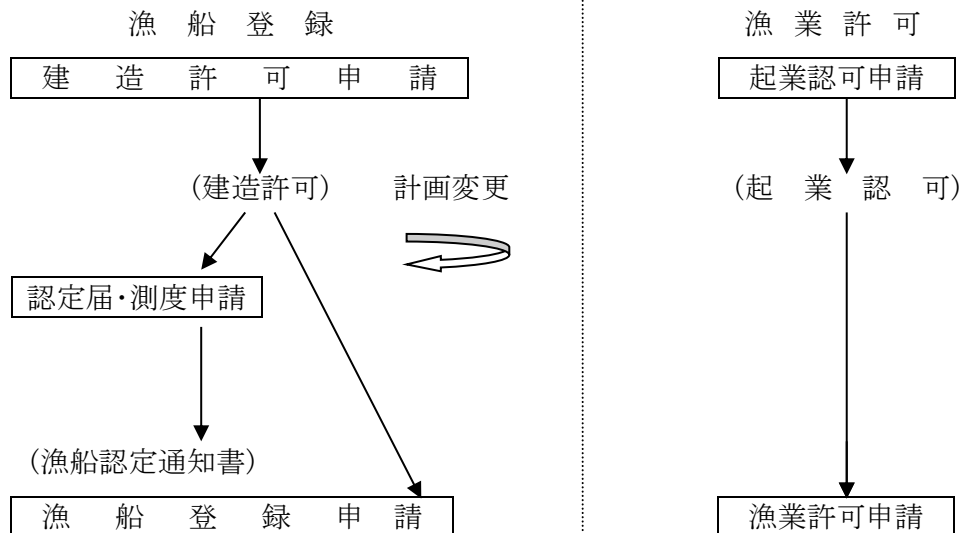
（注2）

船の長さ10 m 未満、総トン数5トン未満の船舶を新規登録（転用）する場合、漁業者、すなわち組合員である旨の所属漁業協同組合長の証明（副申書）及び小型船舶検査機構発行の全部事項証明書、船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）を添付しなければ、原則として漁船登録は出来ない。

(注3)

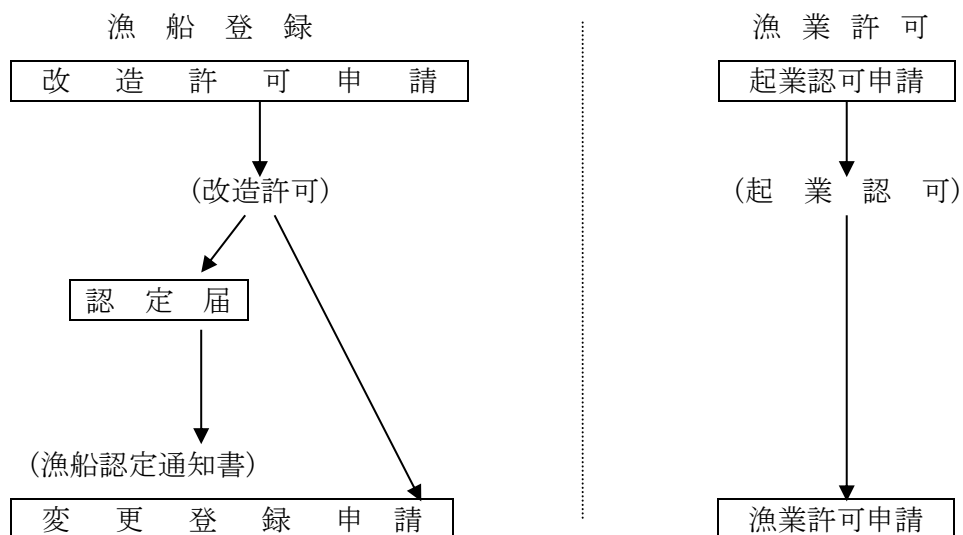
許可漁業の場合は、漁業許可と同時申請すること。

① 漁船を建造して許可漁業を営む場合



※ 5トン至近船（計画総トン数4.8トン以上）の船については確認願の提出により県の確認を受けること。

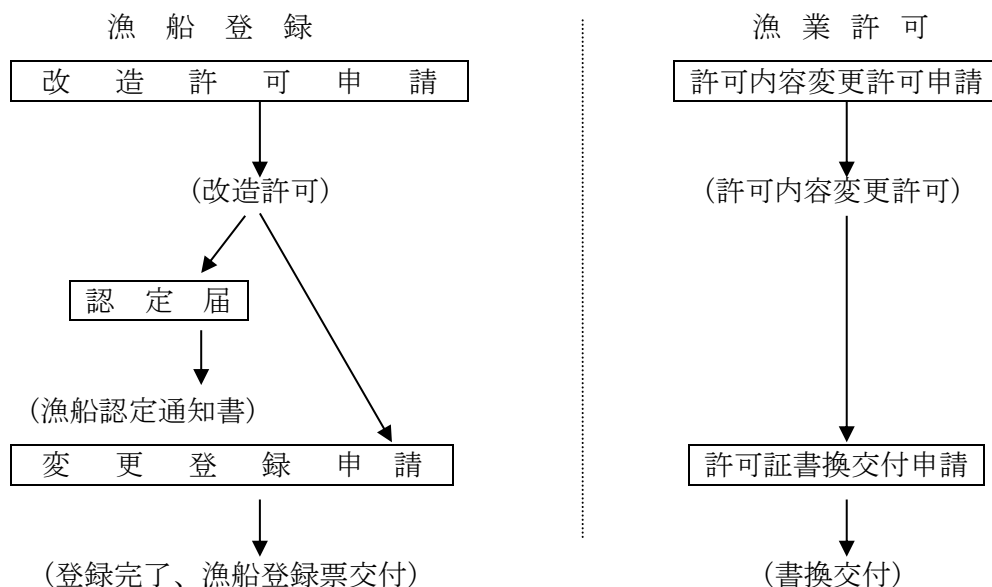
② 現有船で許可漁業を営む場合



※ 現有船が漁船でない場合は“変更登録申請”を登録申請と読み替える。

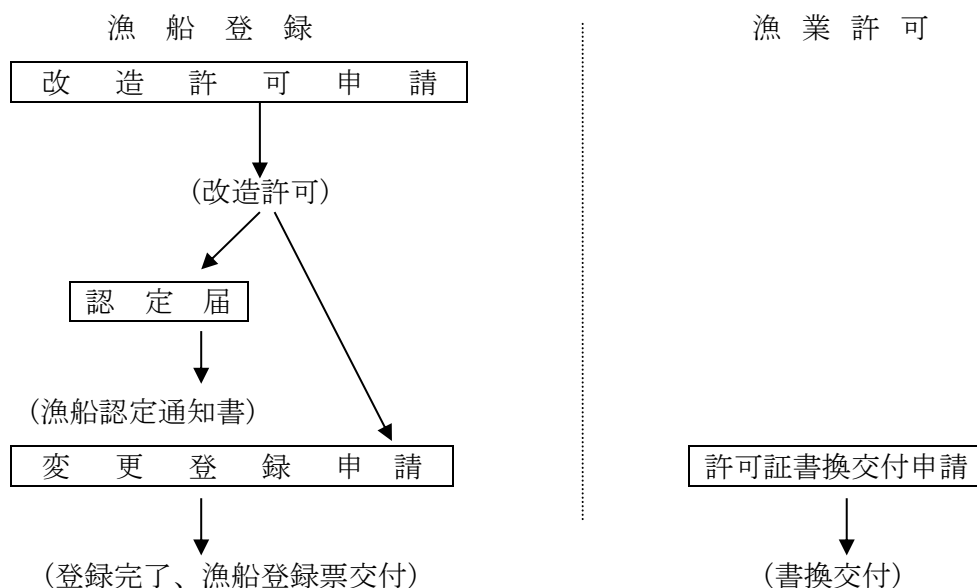
③ 許可船舶の内容（トン数、馬力、漁業種類）を変更する場合

ア 船舶ごとに許可を要する漁業



※ 検認によるトン数変更、既に機関換装ずみの場合は許可内容変更許可申請と許可証書換交付申請を同時に提出のこと。

イ 漁業ごとに許可を要する漁業



※① 許可漁業に従事する漁船の代船を建造（改造）する場合は、現許可船又は漁業許可船を処分する必要がある。

漁船建造（改造）許可申請の際には「旧船（被代船）処分又は使途説明書」と漁業許可証（写）を添付すること。

処分方法 ア 廃船等により漁船登録を抹消する。→「登録票返納」

イ 廃業により他種漁業へ変更する。→（改造許可）→「変更登録申請」

ウ 別途漁業許可を充当する。

「一時廃業により登録票返納」 →（転用許可）→「登録申請」

② 登録（変更）の申請は漁業許可の申請と同時に行うこと。なおこの際、被代船については既に処分をすましているか、または申請を行っていること。

(1) 新規登録について

新規登録とは、漁船法第2条に規定されている船舶を、次の事項の発生により登録することであって、登録を受けようとする者は、動力漁船登録申請書（様式第7号）又は無動力漁船登録申請書（様式第8号）に添付書類一覧表（P24）の書類を添えて知事に提出のうえ、知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。

- (ア) 漁船を建造したため
- (イ) 漁船を購入したため
- (ウ) 漁船を譲受したため
- (エ) 漁船を相続したため
- (オ) 漁船以外の船舶を漁船に転用したため
- (カ) 漁船登録が失効又は取り消された漁船を漁船に復活したため（廃船再使用）
- (キ) 総トン数1トン未満の無動力漁船を動力化したため

(2) 変更登録について

変更登録とは、漁船法第17条第1項に基づき、登録した漁船が次の事項のいずれかに変更を生じたためにする登録であって、登録する場合は、漁船登録変更申請書（様式第9号）に添付書類一覧表（P24）の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (ア) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 船 名
- (ウ) 総トン数
- (エ) 船舶の長さ、幅及び深さ
- (オ) 推進機関の種類及び馬力数
- (カ) 無線電波の形式及び空中線電力
- (キ) 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- (ク) 主たる根拠地
- (ケ) 漁業種類又は用途

(注) 機関又は無線設備換装の場合において、推進機関の種類あるいは馬力数もしくは無線電波の型式及び空中線電力に変更がない場合は、入替届（様式第35号もしくは様式第39号）を提出すること。

(3) 申請書に記入上の注意事項

- (ア) 申請者の氏名又は名称及び住所

漁船の所有者が申請者となる。法人（株式会社等）の場合、代表者の氏名を記入し、捺

印する。氏名又は名称にはフリガナをつけること。住所は現住所とする。

(イ) 船 名

総トン数5トン以上の船舶の船名は漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又は国土交通大臣の指定する記号を使用することになっているが、5トン未満の漁船についてもこれに準じること。従って屋号及び上記に指定されていない記号等は使用しないこと。また、フリガナをつけること。

(ウ) 漁業種類

分類表（P25）によって記入する。漁業種類が2種類以上ある場合は、許可漁業を第1順位とし、自由漁業を併記する。

(エ) 主たる根拠地

市町村名とする。

(オ) 船 質

鋼、木、FRP（プラスチック）及び軽合金等の別を記入する。

(カ) 推進機関の種類及び馬力数

種類欄は、焼玉機関、ジーゼル機関、電気点火機関、蒸気機関及び電気推進機関と記入する。

馬力数は、H14.4.1以降からkWで記入する。

※ 新たに漁船に搭載される推進機関はkW単位で記入する。

※ 既に漁船に搭載されている中古推進機関の場合は、そのままPS単位で記入する。

(キ) 無線電波の形式及び空中線電力

電信の場合A1A-□W、電話の場合はA3E-□W等と記す。

- ・無線電波の型式は、電信・電話の別をいい、空中線電力は、無線局免許状に記載された最高出力をいうものとする。
- ・パーソナル無線については、不特定多数のものが使用するいわゆるトランシーバーであるので、漁船登録の必要はない。
- ・パーソナル無線については、5Wまでは任意に所持することが可能である。

(ク) 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所

申請者と異なる場合はフリガナを付けること。

(ケ) 登録の原因等

新規登録の事由には、新造、転用、改造、譲受、相続、県外譲受、根拠地変更（県外から転入）、廃船再使用等を記入する。

変更登録の事由には、漁業種類の変更、推進機関換装、無線設置等を記入する。

漁船登録申請等添付書類一覧表（所属組合進達）

添付書類 申請書			動力漁船登録申請書	漁船登録変更申請書	船舶造船（販売）証明書	船舶経歴書	（予約）証	推進機関製造（販売）契約	推進機関経歴書	事業計画書	登録票返納届	旧登録票	漁船登録票紛失（き損）届	漁船譲渡証書 ※注3	印鑑証明	船舶原簿謄本 ※注1	漁船原簿謄本	小型船舶検査機構（JCI）発行の全部事項証明書	許可書 ※注5	登録票再交付申請書	漁船検認申請書	船舶使用承諾証明書※注3	相続同意書	戸籍謄本	漁船登録抹消謄本	認定通知書	無線設備確認書	改造工事契約（予約）証	無動力漁船登録申請書	所属組合長の副申請書	手数料（円）			備 考
			7	9	10 12	13	14	15	16 17	18	26	22			29					25	27	20	23		29		24	11	8		申請等様式番号			
漁船新規登録	動力漁船	新造（10 m未満） ※注2	○		○		○	△	⑩						△							△								○	6,900	---	---	5 トン以上の場合、認定通知書添付 20トン以上の場合、船舶原簿謄本添付
		〃（〃 以上）	○												△	△				○			△				△			○	6,900	7,400	7,900	
		転用（10 m未満） ※注2	○		△12	△	△	△	⑩					△	△			△				△								○	6,900	---	---	一般船の場合、所有を証明する書類を添付※注4
		〃（〃 以上）	○												△	△		△	○			△								○	6,900	7,400	7,900	一般船の場合、所有を証明する書類を添付※注4 20トン以上の場合、船舶原簿謄本添付
		譲受（10 m未満） 県外	○					△	△	⑩					○	○		○				△								○	6,900	7,400	7,900	改造許可が必要な場合がある 20トン以上の場合、船舶原簿謄本添付
		〃（〃 未満） 県内	○					△	△	⑩	○	○	△	○	○							△								○	6,900	7,400	7,900	
		〃（10 m以上） 県外	○							○				△	△	△	△					△								○	6,900	7,400	7,900	
		〃（〃 以上） 県内	○							○	○	○	△	△	△	△						△								○	6,900	7,400	7,900	
	相続（20トン未満）	○						⑩	○	○	△		○									△	○	○						○	6,900	---	---	
	〃（20トン以上）	○							○	○	○	△		△	○							△								○		7,400	7,900	
無動力船	無動力船 新造 ※注2			○					○																				○	○	4,600			
	〃 譲受								○	○	○	△	○	○														○	○	4,600			県外から譲受の場合、漁船原簿抹消謄本添付	
	〃 転用 ※注2			△12	△				○				△	△			△				△							○	○	4,600				
	〃 相続								○	○	○	△		○							△	○	○					○	○	4,600				
漁船変更登録	動力漁船	改造（10 m未満） ※注2		○			△	△			○	○	△															△		○	3,400	---	---	5 トン以上の場合、認定通知書添付 20トン以上の場合、船舶原簿謄本添付
		〃（〃 以上）		○							○	○	△			△				○						△				○	3,400	3,700	4,000	
		使用者変更		○								○	○	△		○						△								○	3,400	3,700	4,000	
		無線設備		○									○	○	△												○			○	3,400	3,700	4,000	
		住所変更		○									○	○	△															○	3,400	3,700	4,000	住民票添付
		漁業種類変更（10 m未満）		○						⑩		○	○	△																○	3,400	---	---	
		〃（〃 以上）		○							○	○	○	△												△				○	3,400	3,700	4,000	改造許可が必要な場合がある
	無動力船		添付書類は動力漁船に同じ																									2,300						
漁船登録票再交付											△	△	△							○									○	2,400			旧登録票を紛失した場合、所属漁協長の証明書添付	
漁船検認																					○								○	3,600			指定期日に受検できない場合、事前に期日変更申請書を提出すること	
漁船原簿（抹消）謄本																									○					一枚440				
廃船・解てつ等											○	○	△			△													○	---	---	---	20トン以上の場合、船舶原簿謄本添付 沈没、だ捕の場合、海難証明添付	

- （注） ○必要書類、△該当する場合に添付
- 船舶原簿謄本を添付した場合、漁船譲渡証書は不要
 - 5トン未満漁船の新造、転用（過去に漁船登録されていないもの）及び船体改造の場合には、小型（5トン未満）漁船の総トン数測度等の調書（様式第33号又は34号）が必要
 - 船舶使用承諾証明書及び漁船譲渡証書には、印鑑証明（使用承諾証明書の場合は貸す側、譲受の場合は譲渡側）を添付
 - 一般船の場合、所有を証明する書類として、小型船舶検査機構（JCI）発行の全部事項証明書、船舶検査手帳の写し及び船舶検査証書の写しを添付
 - 建造・改造・転用許可書のうち該当するものを添付

漁船登録における漁業種類の分類

漁業種類の分類		漁業の内容	備考
(A)統計の分類	(B)登録の分類		
1 淡水漁業	a 淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖、沼、河川、放水路、溜池、貯水池等における漁業	
2 内水面漁業	a 内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖、沼、河川、放水路における漁業	
3 採介藻漁業	a 採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業	()内に白ちょう貝、さんご等の別を記入
	b 採介藻()漁業	白ちょう貝等及びさんごの採取業	
4 定置漁業	a 定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む。	
5 一本釣り漁業	a 一本釣り漁業	各種一本釣り漁業(かつお、まぐろ、いか及びさばを除く。)	()内にいか、さば等の別を記入
	b 一本釣り()漁業	いか一本釣り及びさば等のはね釣り漁業	
6 はえなわ漁業	a はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業(まぐろ、さめ、かじき、たら、さけ及びますはえなわを除く。)	()内にさけ、ます、たら等の別を記入
	b はえなわ()漁業	さけ、ますはえなわ及びたらはえなわ漁業	
	c 北洋はえなわ刺網漁業	北洋はえなわ及び刺網漁業	
	d はえなわ漁業(漁艇)	はえなわ漁業(まぐろはえなわを除く。)のとう載漁艇	
	e かごなわ漁業	かに、えび、ばい等のかごなわ漁業	
7 刺網漁業	a 刺網漁業	各種流網、刺網、たたき網及びはねかえし網漁業(さけ及びます流網漁業を除く。)	
	b さけ、ます流網漁業	中型さけ、ます流網、小型さけ、ます流網及び日本海さけ、ます流網漁業	
	c 母船式さけ、ます漁業	母船式さけ、ます漁業(母船を除く。)	
	d 刺網漁業(漁艇)	母船式かに漁業の漁艇	
8 まき網漁業(網船)	a ()まき網漁業	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船	()内に大中型、中型、小型の別を記入
9 まき網漁業付属船	a まき網漁業付属船()	各種まき網漁業の付属運搬、灯船及びとう載漁艇等	()内に運搬、灯船等の別を記入
10 敷網漁業	a 敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網(さば及びさんまを除く。)漁業	()内にさば、さんまの別を記入
	b ()棒受網漁業	さば及びさんま棒受網漁業	

漁業種類の分類		漁業の内容	備考
(A)統計の分類	(B)登録の分類		
11 底びき網漁業	a ()底びき網漁業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業	()内に小型、沖合の別を記入
12 以西底びき網漁業	a 以西底びき網漁業	以西底びき網漁業(1そうびきを含む。)	
13 遠洋底びき網漁業	a 遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	
14 ひき網漁業	a ひき網漁業	11.12.13 以外の各種ひき網漁業(けた網、こぎ網、地こぎ網、こぎびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖合網、パッチ網、ごち網等)	
15 かつお、まぐろ漁業	a かつお、まぐろ漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業	()内に母船、漁艇の別を記入
	b かつお一本つり漁業	かつお、まぐろ一本つり漁業	
	c まぐろはえなわ漁業	まぐろ、さめ、かじきうきはえなわ漁業(母船式の母船を除く。)	
	d とう載型母船式かつお、まぐろ漁業()	とう載型母船かつお、まぐろ漁業の母船及び漁艇	
16 捕鯨業	a 捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業(母船式の母船を除く。)	
17 官公庁船	a 官公庁船()	漁業の試験、調査、指導、練習又は漁業の取締りに従事する漁船(官公庁又は教育機関の使用に限る。)	()内に練習、取締り等の別を記入
18 運搬船及び各種母船	a 漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	()内に漁業の種類を記入
	b ()漁業(母船)	各種母船式漁業の母船(捕鯨及びとう載型母船式かつお、まぐろの母船を除く。)	
	c 捕鯨業(母船)	捕鯨母船	
	d 魚粉工船		
19 雑漁業	a 突棒漁業	突棒漁業	
	b 雑漁業	上記登録の分類に近似の漁業がない漁業	

備考1 上記「漁業の内容」に記載のない漁業は、近似の漁業で登録する。

2 都道府県が、建造許可における漁業種類又は“漁業の内容の名称”を登録票に記載する必要があると認めた場合は、その名称で登録して差し支えない。

(例えば“はえなわ漁業(さけ、ます)”を“さけ、ますはえなわ漁業”と登録してよい。)

4 漁船登録票の返納及び登録番号の抹消に関すること

漁船の所有者は、次に該当する場合、漁船法第20条に基づき、漁船登録票返納届（様式第18号）に登録票を添付のうえ、遅滞なく知事に提出しなければならない。また、漁船に表示してある登録番号を抹消しなければならない。

ア 漁船法第18条（登録の失効）に基づく場合

- （ア） 登録を受けた漁船が漁船でなくなったとき
- （イ） 登録を受けた漁船が滅失、沈没、又は解てつされたとき
- （ウ） 登録を受けた漁船の存否が3ヵ月間不明になったとき
- （エ） 登録を受けた漁船が譲渡されたとき
- （オ） 登録を受けた漁船の所有者が死亡し、又は解散したとき
- （カ） 登録を受けた漁船の主たる根拠地を県外へ変更したとき

イ 漁船法第19条（登録の取消し）に基づく場合

- （ア） 漁船法第4条（建造、改造及び転用の許可）の規定に違反して改造されたとき
- （イ） 漁船法第13条（登録票の検認）の規定に違反して検認を受けないとき
- （ウ） 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなったと認められるとき

5 漁船登録票の再交付に関すること

漁船登録票の再交付を受けようとするものは、漁船法第12条（登録票の交付）第3項に基づき漁船登録票再交付申請書（様式第25号）に添付書類一覧表（P24）の書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、再交付できる範囲は、登録票を亡失し、又はき損したときに限られる。

また、登録票を亡失した場合は、返納できない理由を記載した漁船登録票紛失（き損）届（様式第26号）を提出すること。

6 漁船及び漁船登録票の検認に関すること

漁船法第12条（登録票の交付）第1項又は第17条（変更の登録）第3項の規定により漁船登録票の交付を受けた者は、漁船法第13条（登録票の検認）の規定に基づき、その交付を受けた日から5年を経過したときは、その登録した漁船並びに登録票について知事の検認を受けなければならない、検認を受けた日から5年を経過したときもまた同様である。

検認を受けるには、漁船法施行規則第11条の2第2項の規定により漁船検認申請書（様式第27号）を知事に提出するものとする。

- (1) 検認該当船については、漁業協同組合に一覧表を配布するので、これにより申請書を提出すること。
- (2) 検認は検認を受けるべき者に対し知事が指定した場所及び期日において行うものとする。
- (3) 検認の際、登録の失効が確認されれば原簿は抹消されることになるので、登録票は速やかに返納すること。
- (4) 検認したときは、当該登録票に検認証印を押印する。
- (5) 検認不合格船については検認指示事項に従って速やかに変更登録をすること。

この際、船の長さ（登録長）10 m以上の漁船については改造許可が伴うので留意すること。

- (6) 検認不合格船の申請にあたっては、申請書上部に朱書にて“検認”と記すこと。
- (7) 検認該当船が操業等やむを得ない都合で指定された期日に受検できないときは、事前に漁船検認期日変更申請書（様式第28号）を提出すること。

なお、次の場合は検認不合格となる。

- (ア) 実船の登録番号、船名、所有者及び使用者の氏名が原簿のそれと相違するとき
- (イ) 船体を実測した主要寸法及び総トン数が原簿のそれと相違するとき
- (ウ) 推進機関の種類及び馬力数が原簿のそれと相違するとき
- (エ) 当該漁船その他から判断して、実際の漁業種類が原簿のそれと相違するとき
- (オ) 無線設備が原簿のそれと相違するとき
- (カ) 実船の現状から判断して、実際の進水年月日と原簿のそれが明らかに相違していると認められるとき
- (キ) 漁船登録番号が表示していないとき

7 漁船登録（抹消）謄本の交付に関する事

漁船登録（抹消）謄本の交付を請求しようとする者は、漁船法第21条（登録謄本の交付）の規定に基づき、漁船登録（抹消）謄本交付申請書（様式第29号）を知事に提出しなければならない。

なお、謄本交付は、何人でも請求することができる。交付申請するときは、登録か抹消かの別を明確にすること。

8 漁船登録手続等に関する一般的注意事項

- (1) 漁船登録（変更、再交付等も含む）申請を行う者は必ず所有者であって、漁船の使用
者などで申請することはできない。

なお、所有者と使用者が異なる場合、両者に係る所属漁協の副申書を必要とする。

- (2) 長さ10 m 以上（登録長）の動力漁船を建造又は改造する場合、若しくは動力漁船以外
の船舶を長さ10 m 以上の動力漁船に改造し又はそのまま当該船舶を漁船に転用する
場合は、あらかじめ行政庁の許可を受けなければならない。更に建造又は改造許可を
受けた計画総トン数5 トン以上の漁船については工事完了後に許可を受けた行政庁の
認定を受けなければならない。

- (3) 許可漁業を営む場合においては、その漁業についての起業認可又は許可がないときは
登録できない。

- (4) 相続による登録で登録を受けた漁船の所有者が死亡又は解散したときは、その漁船
登録は効力を失うが、相続人又は合併により設立した法人、若しくは合併後存続する
法人が死亡又は解散の日から1 ヶ月以内に申請したときは登録に関する処分がある
までは、その登録票はそのまま効力を有し、かつ、その登録票はその申請人について
交付したものとなる。

- (5) 譲受による登録

(ア) 漁船の所有者が別人になった場合（個人所有から共同所有になった場合、又は共同
所有者の構成が変わった場合）は、譲受と同時に登録は失効するので新所有者は登録
申請をしなければならない。

(イ) 譲受して機関換装、漁業種類の変更（船の構造若しくは設備の変更を伴うもの）、主
要寸法の変更をする場合は、長さ（登録長）10 m 以上の漁船にあつては、譲受した
所有者は売買契約書を添付して改造許可申請を行って許可を受けた後（総トン数5 トン
以上の漁船は認定も必要）、漁船登録申請をしなければならない。

ただし、長さ10 m 未満の漁船にあつては変更と同時に登録申請をすることができる。

(ウ) 県外より譲受した場合は、旧所有者により登録先の都道府県へ漁船登録票の返納を

行い、その抹消原簿謄本を添えて登録申請を行う。

(6) 変更による登録

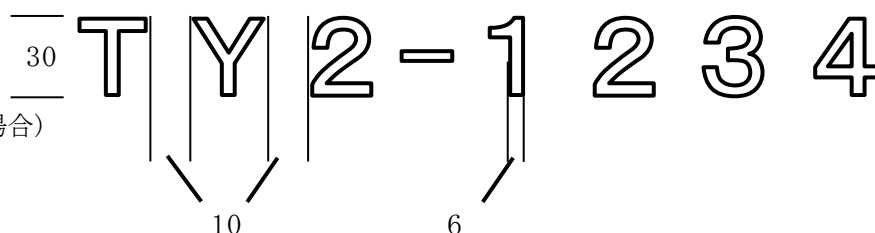
(ア) 漁船の所有者の氏名又は名称が単に変更された場合は変更登録となる。

(イ) 他県へ根拠地を変更する場合は本県に漁船登録返納届を提出し、本県の抹消原簿謄本を添えて変更先の都道府県へ新規の登録をする。

(7) 漁船登録番号の表（標）示

登録を受けた漁船には、船橋又は船首の両側の外部その他最も見易い場所に次のとおり漁船登録番号を鮮明に表示すること。（漁船法施行規則第13条）

漁船法施行規則
様式第11号
(総トン数20トン以上の場合)



- ① 文字及び数字の高さは、総トン数5トン未満の漁船にあつては7cm以上、総トン数5トン以上20トン未満の漁船にあつては15cm以上、総トン数20トン以上の漁船にあつては30cm以上とする。
- ② 文字及び数字の太さは、その文字及び数字の高さの5分の1を標準とする。
- ③ 文字及び数字の間隔は、その文字及び数字の高さの3分の1を標準とし、その他の寸法は適当なものとする。

漁船登録番号の表示は、漁船法施行規則第13条別記様式11号備考によるものとし、船体に明瞭に表示する。板などを吊り下げる方式は認められない。（水産庁手引き P106）

(8) 船名等の表（標）示

総トン数20トン以上の漁船については、船首両舷の外部に船名、船尾外部の見易い場所に船名及び船籍港名を10 cm以上の国字で記すること。（船舶法第7条及び船舶法施行細則第44条）

また、総トン数5トン以上20トン未満の漁船にあつては、船首両舷に船名を外部から見易いように標示（縦、横各10cm以上の国字）すること（小型漁船の総トン数の測度に関する省令第4条）。総トン数5トン未満の漁船についてもこれに準ずること。

- (9) 漁船の使用者は船内に漁船登録票を備えつけておかなければならない。船外機船についても同じである。
- (10) 次の場合においては漁船の所有者は知事に登録票を返納し、漁船に表示された登録番

号を抹消すること。

4 のアの(ア)～(カ)の他、下記の理由で漁船の登録が取り消された場合

- ① 許可を受けずに改造されたとき。
- ② 検認を受けないとき
- ③ 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなったと認められたとき。

9 小型漁船の総トン数の測度について

総トン数20トン未満の漁船の所有者は、小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条（小型漁船の総トン数の測度）に基づき、知事の行う船舶の総トン数の測度を受けなければならない。

また、総トン数を変更したときも、知事の行う船舶の総トン数の測定を受けなければならない。

総トン数の測度を受ける場合には、小型船舶総トン数測度申請書（様式第30号）を知事に提出しなければならない。

(注)

ア 総トン数5トン未満の漁船の総トン数の測度は、各漁業協同組合の測度調査員が行う。測度の実施にあたっては、(小型船舶の総トン数の測度と登録の尺度について)の頁に基づいて実施すること。

ただし、総トン数4トン以上の漁船については、県水産漁港課が行う総トン数の「確認」を受けるものとする。

イ 総トン数20トン以上の漁船の総トン数の測度は、船舶法第4条に基づき、運輸支局長の行う船舶総トン数の測度を受けなければならない。

ウ 総トン数5トン以上20トン未満の漁船を建造する場合は、総トン数の測度に正確を期すため、甲板を張る前の段階（上甲板積層前）において、中間測度届出書(様式第37号)を知事に提出し、県水産漁港課が行う中間測度を受けるものとする。

エ 測度長24 m 未満の船舶には、簡易測度法が適用される。

10 各種手数料について

富山県手数料条例に規定されている申請手数料は、次のとおりである。申請手数料の納付は、富山県電子申請サービス又は手数料収納窓口で行う。なお、電子申請及び窓口納付については、下記の URL を参照のこと。

- ・富山県電子申請サービス

【<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>】

- ・手数料等納付証明書貼付用紙

【<https://www.pref.toyama.jp/1615/tesuryosyunomadoguti2.html>】

- ・収入証紙廃止通知

【<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/shoshi/20241212.html>】

(平成26年9月30日現在)

区 分 \ 種 類	登 録	変更の登録	再交付	検 認	謄 本
無 動 力 漁 船	4,600円	2,300円	2,400円	3,600円	440円
総トン数20トン未満の動力漁船	6,900円	3,400円			
総トン数20トン以上 100トン未満の動力漁船	7,400円	3,700円			
総トン数100トン以上の動力漁船	7,900円	4,000円			

※手数料は1隻あたりの金額（謄本は1枚あたり）

区 分 \ 種 類	総トン数の測度 (1隻につき)
全部又は上甲板全部の容積の実測測度（5トン以上20トン未満）	37,000円
その他の容積の実測測度（5トン以上20トン未満）	26,000円
全部又は上甲板全部の容積の実測測度（3トン以上5トン未満）	19,000円
その他の容積の実測測度（3トン以上5トン未満）	14,000円
総トン数3トン未満の実測測度	14,000円

11 申請書等様式

様式	第 1 号	漁船建造許可申請書
〃	第 2 号	漁船改造許可申請書
〃	第 3 号	漁船転用許可申請書
〃	第 4 号	漁船建造（改造・転用）計画変更許可申請書
〃	第 5 号	漁船建造（改造・転用）許可内容変更報告書
〃	第 6 号	漁船認定届
〃	第 7 号	動力漁船登録申請書
〃	第 8 号	無動力漁船登録申請書
〃	第 9 号	漁船登録変更申請書
〃	第 10 号	造船契約（予約）証
〃	第 11 号	船舶改造工事契約（予約）証
〃	第 12 号	船舶造船（販売）証明書
〃	第 13 号	船舶経歴書
〃	第 14 号	推進機関製造（販売）契約（予約）証
〃	第 15 号	推進機関経歴書
〃	第 16 号	事業計画書
〃	第 17 号	事業計画書（20 トン未満）
〃	第 18 号	漁船登録票返納届
〃	第 19 号	被代船の使途説明書
〃	第 20 号	船舶使用承諾証明書
〃	第 21 号	漁船建造（改造・転用）許可期間延長申請書
〃	第 22 号	漁船譲渡証書
〃	第 23 号	相続同意書
〃	第 24 号	無線設備確認書
〃	第 25 号	漁船登録票再交付申請書
〃	第 26 号	漁船登録票紛失（き損）届
〃	第 27 号	漁船検認申請書
〃	第 28 号	漁船検認期日変更申請書
〃	第 29 号	漁船登録（抹消）謄本交付申請書
〃	第 30 号	小型船舶総トン数測度申請書
〃	第 31 号	動力漁船の性能の基準適用表
〃	第 32 号	設備明細書
〃	第 33 号	小型（5 トン未満）漁船の総トン数の測度等の調書
〃	第 34 号	小型（5 トン未満）漁船の総トン数の測度等の調書（旧）
〃	第 35 号	動力漁船推進機関入替届
〃	第 36 号	総トン数計算書
〃	第 37 号	中間測度届出書
〃	第 38 号	漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する申告書
〃	第 39 号	無線設備入替届

様式第 1 号

漁船建造許可申請書

年 月 日

農林水産大臣

殿

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

下記により動力漁船の建造の許可を受けたいので、漁船法第 4 条第 3 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 船 名
- 2 漁業種類又は用途
- 3 操業区域
- 4 主たる根拠地
- 5 計画総トン数
- 6 船舶の長さ、幅及び深さ
- 7 船 質
- 8 建造を行う造船所の名称及び所在地
- 9 推進機関の種類、馬力数並びにシリンダの数及び直径
- 10 推進機関の製作所の名称及び所在地
- 11 起工、進水及びしゅん工の予定期日

起 工	年	月	日
進 水	年	月	日
しゅん工	年	月	日
- 12 建造に要する費用及びその調達方法の概要

船 体	円	無線設備	円
推進機関	円	ぎ 装	円
冷凍設備	円	そ の 他	円
			円
合 計			円
自己資金	円		
借 入 金	円	借 入 先	
- 13 建造を必要とする事情

様式第2号

漁船改造許可申請書

年 月 日

農林水産大臣
富山県知事

殿
殿

住所
氏名（名称）

下記により動力漁船の改造の許可を受けたいので、漁船法第4条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 改造計画

事 項	改 造 前	改 造 後
船 名		
漁 業 種 類 又 は 用 途		
操 業 区 域		
主 たる 根 拠 地		
総 ト ン 数		
船 舶 の 長 さ		
船 舶 の 幅		
船 舶 の 深 さ		
推 進 機 関 の 種 類		
推 進 機 関 の 馬 力 数		
シリンダの数及び直径		

2 船質

3 改造を行う造船所の名称及び所在地

4 推進機関の製作所の名称及び所在地

5 改造工事の着手及び完成の予定期日

着 手 年 月 日

完 成 年 月 日

6 改造に要する経費及びその調達方法の概要

船 体 円

推進機関 円

そ の 他 円

合 計 円

自己資金 円

借 入 金 円 借入先：

7 改造を必要とする事情

漁船転用許可申請書

年 月 日

農林水産大臣

殿

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

下記により動力漁船の転用の許可を受けたいので、漁船法第 4 条第 3 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 船 名 転用前
転用後
- 2 漁業種類又は用途 転用前
転用後
- 3 操業区域
- 4 主たる根拠地
- 5 総トン数
- 6 船舶の長さ、幅及び深さ
- 7 船 質
- 8 造船所の名称及び所在地
- 9 進水年月日 年 月 日
- 10 推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径
- 11 推進機関の製作所の名称及び所在地
- 12 転用の予定期日 年 月 日
- 13 転用に要する費用及びその調達方法の概要
費 用 円
自己資金 円
借 入 金 円 借入先：
- 14 転用を必要とする事情

様式第4号

漁船建造（改造・転用）計画変更許可申請書

年 月 日

農林水産大臣

殿

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

下記により建造（改造・転用）許可を受けた漁船の建造（改造・転用）の許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、漁船法施行規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 建造（改造・転用）許可番号及び許可年月日

許可番号

許可年月日

年

月

日

2 船 名

3 建造（改造・転用）の許可に係る事項

事 項	現許可事項	変更申請事項
漁 業 種 類 又 は 用 途		
操 業 区 域		
主 た る 根 拠 地		
計 画 総 ト ン 数		
船 舶 の 長 さ		
船 舶 の 幅		
船 舶 の 深 さ		
船 質		
造船所の名称及び所在地		
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数		
シリンダの数及び直径		

4 推進機関の製作所の名称

5 改造を必要とする事情

漁船建造（改造・転用）許可内容変更報告書

年 月 日

殿

殿

住所

氏名 (名称)

次のとおり許可内容を変更したので、漁船法第4条第9項の規定により報告します。

- | | | | |
|---|----------------|---|-----|
| 1 | 建造（改造・転用）許可番号 | 第 | 号 |
| 2 | 建造（改造・転用）許可年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 | 漁業種類 | | |
| 4 | 計画総トン数 | | |
| 5 | 推進機関の種類及び馬力数 | | |
| 6 | 変更事項 | | |

事 項	変 更 前	変 更 後
氏 名 又 は 名 称		
住 所		
船 名		
推進機関の製作所の名称 及び所在地		
起工、進水及びしゅん工、 改造工事の着手及び完成 又は転用の予定期日		

様式第 6 号

漁船認定届

年 月 日

農林水産大臣
富山県知事

殿
殿

住所
氏名（名称）

次のとおり、漁船法第 8 条の規定による認定を受けたいので、届け出ます。

1 認定を希望する期日 年 月 日

2 認定を希望する場所 富山県 市 町

3 認定を受ける漁船

許可年月日及び番号	
船 名	
漁 業 種 類	
総トン数及び馬力数	
造 船 所 名	
しゅん工予定年月日	
備 考	

様式第 7 号

動力漁船登録申請書

年 月 日

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

下記により漁船の登録を受けたいので、漁船法第 10 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 船 名
- 2 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- 3 漁業種類又は用途
- 4 主たる根拠地
- 5 船 質
- 6 総トン数
- 7 船舶の長さ、幅及び深さ
m× m× m
- 8 推進機関の種類及び馬力数
- 9 無線電波の型式及び空中線電力
- 10 造船所の名称及び所在地
- 11 進水年月日
- 12 登録の原因

備考 船名、申請者及び使用者の氏名又は名称には、ふりがなを付けること。

様式第 8 号

無動力漁船登録申請書

年 月 日

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

下記により漁船の登録を受けたいので、漁船法第 10 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 船 名
- 2 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- 3 漁業種類又は用途
- 4 主たる根拠地
- 5 船 質
- 6 総トン数
- 7 船舶の長さ、幅及び深さ
m× m× m
- 8 進水年月日
- 9 造船所の名称及び所在地
- 10 登録の原因

備考 船名、申請者及び使用者の氏名又は名称には、ふりがなを付けること。

様式第9号

漁船登録変更申請書

年 月 日

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

下記のとおり変更の登録を受けたいので、漁船法第17条第1項の規定により申請します。

記

1 船 名

2 登録番号 T Y ー

3 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後
船 名		
使用者の氏名又は名称		
使 用 者 の 住 所		
漁 業 種 類 又 は 用 途		
主 た る 根 拠 地		
総 ト ン 数		
船 舶 の 長 さ 船 舶 の 幅 船 舶 の 深 さ		
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数		
無 線 電 波 の 型 式 及 び 空 中 線 電 力		

4 変更理由

造船契約（予約）証

年 月 日

農林水産大臣
富山県知事

殿
殿

住所
氏名（名称）

今般、下記の漁船の建造について船舶製造者と契約（予約）しました。

記

- 1 船 名
- 2 漁業種類又は用途
- 3 計画総トン数
- 4 船舶の長さ、幅及び深さ
- 5 船 質
- 6 推進機関の種類及び馬力数
- 7 しゅん工予定期日
- 8 造船所所在地及び名称

上記のとおり相違ありません。

船舶製造者 住所
氏名（名称）

船舶改造工事契約（予約）証

年 月 日

農林水産大臣
富山県知事

殿
殿

住所
氏名（名称）

今般、下記の漁船の改造について船舶製造者と契約（予約）致しました。

記

事 項	改 造 前	改 造 後
1 船 名		
2 漁業種類又は用途		
3 計画総トン数		
4 船舶の長さ、幅及び深さ		
5 船 質		
6 推進機関の種類及び馬力数		
7 工事完成予定期日		
8 造船所所在地及び名称		

上記のとおり相違ありません。

船舶改造者 住所
氏名（名称）

様式第 12 号

船舶造船（販売）証明書

年 月 日

富山県知事

殿

船舶製造者（販売者）

住所

氏名（名称）

下記に相違なく建造（販売）したので、証明します。

記

- 1 船 名
- 2 漁業種類又は用途
- 3 総トン数
- 4 船舶の長さ、幅及び深さ
- 5 船 質
- 6 推進機関の種類及び馬力数
- 7 進水年月日
- 8 船舶所有者住所・氏名
- 9 造船所所在地及び名称

様式第 13 号

船舶経歴書

年 月 日

農林水産大臣

殿

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

本船舶の経歴については、下記のとおりです。

記

1 船 名

2 総トン数

3 推進機関の種類及び馬力数

4 経歴（この船舶は今までどうしていたか、詳細に記入し、他人より譲受したものである場合は譲受したことを証する書面を添付すること。）

（注）総トン数 5 トン以上 20 トン未満の船舶については、日本小型船舶検査機構発行の全部事項証明書が必要。（転用許可の場合）

様式第 14 号

推進機関製造（販売）契約（予約）証

年 月 日

農林水産大臣

殿

富山県知事

殿

申請者 住所

氏名（名称）

今般 丸に据え付けるため、下記の推進機関の製造（販売）について契約（予約）しました。

記

事 項	要 目	
推 進 機 関 の 種 類	機関	サイクル
過給機及び空気冷却器の有無	過給機	
	空気冷却器	
制限装置（動力漁船の性能の基準の第3項に該当するもの）の有無		
機 関 の 型 式		
漁船法施行規則による馬力数	kW	
シリンダの数及び直径	×	
行 程	mm	
行程とシリンダの直径との比		
定 格 毎 分 回 転 数		
機 関 番 号		
納 期		
製 作 所 名		

上記のとおり相違ありません。

推進機関製作所（販売者）

住所

名称

（注）ジーゼル機関の場合は必ず2サイクル、4サイクルの別を明記すること。

推進機関経歴書

年 月 日

農林水産大臣 殿

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名（名称）

推進機関の要目

事 項	要 目		
推 進 機 関 の 種 類	機関 サイクル		
過給機及び空気冷却器の有無	過 給 機		
	空気冷却器		
制限装置（動力漁船の性能の基準の第3項に該当するもの）の有無			
機 関 の 型 式			
漁船法施行規則による馬力数	kW・馬力	連続出力	kW
シ リ ン ダ の 数 及 び 直 径	×		
行 程	mm		
行程とシリンダの直径との比			
定 格 毎 分 回 転 数			
機 関 番 号			
製 造 年 月			
製 作 所 名			
現 在 ま で の 経 歴			

（注）平成 14 年 3 月 31 日までに漁船に搭載されたことがある中古機関である場合、
「漁船法施行規則による馬力数」の欄には、旧馬力数（無単位）及び連続出力
（単位：kW）を記入し、当該機関が搭載されていた漁船の原簿謄本を添付する
こと。それ以外の中古機関の場合は、馬力数（単位：kW）を記入すること。

事業計画書

年 月 日

住所

氏名（名称）

このたび建造（改造・転用）の許可を申請した 丸（ トン・ kW）
に係る事業計画は次のとおりです。

漁業種類		漁業	漁業	漁業
漁獲物の名称				
漁場				
操業期間				
操業日数				
航海数				
漁獲予定量				
漁獲予定金額				
乗組員数				
所要経費	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
	費			
	費			
合計				

（注）漁獲物運搬船の事業計画にあつては、以下により記載すること。

1. 漁獲物の名称は、運搬する漁獲物又は製品の名称を記入すること。
2. 漁場は、運航する海域又は運航区間を記入すること。
3. 漁獲予定量及び漁獲予定金額は、運搬予定量等を記入すること。

様式第 17 号

事業計画書（20 トン未満）

船 名 _____ 丸、 _____ トン、 _____ kW・馬力

予定総水揚金額 _____ 円

支 出 額 _____ 円

差 引 金 額 _____ 円

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
漁業種類														
知事許可														
自由漁業														

（注）着業計画は月別毎に○印を付けること。

以上のとおり計画しました。

申請者 住所
氏名

様式第 18 号

漁船登録票返納届

年 月 日

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

漁船法第 20 条第 1 項の規定により次の登録票を返納します。

1. 船 名	
2. 登録番号	T Y ー
3. 返納理由	廃船・滅失・解てつ・譲渡・その他（ ）
4. 譲受人の住所及び氏名	

備考 漁船を譲渡した場合は、譲受人の住所及び氏名（名称）を記載すること。

被代船の使途説明書

年 月 日

住所

氏名（名称）

㊞

下記漁船は、このたび建造（改造・転用）の許可を申請した 丸
（ トン・ kW）のしゅん工（改造工事完了、転用による使用開始）後は廃船
し、漁船登録を抹消いたします。

1 船主名

2 船名

3 漁業種類

4 総トン数

5 漁船登録番号 T Y ー

（注）ア．下線部分は処分方法により、下記のように書き換える。

1．他種漁業に使用する場合

「〇〇漁業は廃業し、改造許可を受けて△△漁業に使用します。」

2．同種の漁業に使用する場合

「〇〇漁業を廃業と同時に漁船登録を抹消しますが、再び従前の漁業
に使用するため、別途漁業許可を充当の上、漁船登録を申請する予
定です。」

イ．印鑑証明書を添付すること。

ウ．旧船の漁船原簿謄本を添付すること。

様式第 20 号

船舶使用承諾証明書

年 月 日

農林水産大臣

殿

富山県知事

殿

(船舶所有者)

住所

氏名又は名称

印

今般、 番地 に対し、下記
のとおり漁船を使用することを承諾したことを証明します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 漁業種類

4 総トン数・推進機関の種類及び馬力数

5 使用期間

(注) 印鑑証明を添付のこと

漁船建造（改造・転用）許可期間延長申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
氏名又は名称

下記により、期間延長を承諾くださるよう漁船法第 6 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 建造（改造・転用）許可番号
- 2 建造（改造・転用）許可年月日
- 3 船 名
- 4 当初しゅん工（工事完成・転用完了）予定期日
- 5 しゅん工（工事完成・転用完了）予定期日
- 6 工事現況
- 7 期間延長を必要とする事情

様式第 22 号

漁船譲渡証書

年 月 日

譲受人

殿

譲渡人 住所

氏名

㊞

今般、私所有の下記漁船及び付属品一切を貴殿に譲渡しましたことに相違なく、
後日のため本証書を作成します。

記

1 漁船登録番号 T Y ー

2 船 名

3 総トン数 トン

4 推進機関の種類及び 機関 kW・馬力
馬力数

(注) 譲渡人の印鑑証明を添付すること。

相続同意書

富山県知事

殿

死亡につき、漁船 丸
(トン、 kW・馬力、T Y ー) を
が
相続することに同意します。

年 月 日

住所・氏名

印

住所・氏名

印

住所・氏名

印

住所・氏名

印

住所・氏名

印

(注) 死亡した人の除籍謄本、同意人全員の印鑑証明を添付のこと。

無線設備確認書

年 月 日

富山県知事

殿

漁業協同組合
代表理事組合長

今般、当組合所属 丸に下記無線を設置（撤去）したことを確認しました。

記

事 項	要 目
免 許 人 名	
免 許 人 住 所	
免 許 番 号	
免 許 年 月 日	
電 信	
電 話	

(例) 電信：A₁ 250W ・ A₁ 75W

電話：A₃J 50W ・ J₃E 50W ・ A₃10W ・ A₃1W

漁船登録票再交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名（名称）

次の漁船に係る登録票の再交付を受けたいので、別添証明書を添え、漁船法施行規則第 11 条第 1 項の規定により申請します。

1 船 名	
2 登録番号	T Y ー
3 再交付理由	

備考

理由については紛失、き損等となっているときはその旨を明らかにし、漁船登録票紛失（き損）届（様式第 26 号）を添付すること。

様式第 26 号

漁船登録票紛失（き損）届

年 月 日

富山県知事

殿

住所

氏名（名称）

次の登録票を紛失（き損）したので届け出ます。

1 船 名	
2 登録番号	T Y ー
3 紛失（き損）理由	

紛失（き損）証明書

上記の者に係る漁船登録票の紛失（き損）したことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合
代表理事組合長

様式第 27 号

漁船検認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名（名称）

次のとおり漁船及び登録票について検認を受けたいので、漁船法施行規則第 11 条の 2 第 2 項の規定により申請します。

1 船 名	
2 登録番号	T Y —
3 希望の場所 及び期日	

漁船検認期日変更申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名（名称）

次のとおり漁船検認期日を 年 月 日まで延期したいので、漁船法施行規則第 11 条の 2 第 3 項の規定により申請します。

1 船 名	
2 登録番号	T Y —
3 変更理由	

漁船登録（抹消） 謄本交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名（名称）

次のとおり漁船法第 21 条の規定に基づき漁船の登録（抹消）の謄本の交付を申請します。

1 申請理由

2 船名及び登録番号

船 名	登 録 番 号	備 考（枚 数）

様式第 30 号

小型船舶総トン数測度申請書	
船 舶 の 種 類	
漁船にあっては動力又は無動力の別	
船 名	
総 ト ン 数	約 トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
起 工 の 年 月 日	年 月 日
進 水 の 年 月	年 月
総トン数の測度（検査）を受けようとする場所	
申 請 の 理 由	
漁船にあってはその主たる根拠地	
年 月 日 申請者 <u>住所</u> <u>氏名（名称）</u> 富山県知事 殿	

備考 船舶の種類欄には、汽船又は帆船の別を記載すること。
氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 31 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名 (名称)

動力漁船の性能の基準適用表

船名 丸

計画総トン数		トン		
船舶の長さ×幅×深さ		m×	m×	m
	幅と深さの比	推進機関の 馬力数 (kW)	燃料噴射量 制限装置	有 無
	計画	kW	最大回転数 制限装置	有 無
告示	2.0 以上	以下		

上記のとおり相違ありません。

船舶製造者

住所

氏名 (名称)

(注) 船舶の長さ、幅、深さは性能の基準寸法を記入すること。

様式第 32 号

年 月 日

農林水産大臣

殿

富山県知事

殿

設備明細書

設備の名称	規模又は能力	製作所名	備 考

上記のとおり相違ありません。

申請者住所

氏名（名称）

様式第 33 号

小型（5 トン未満）漁船の総トン数の測度等の調書

調査番号				船 名	丸			
建 造・改 造		進水年月日	年 月 日					
所 有 者		氏 名						
		住 所						
船 体	登 録		測 度					
	登録長さ (LR) m 登録幅 (BR) 登録深さ (DR)		測度長さ (L) 測度幅 (B) 測度深さ (D) $D = Dm + \frac{2}{3} \text{キャンバー} + \frac{1}{3} \text{シアー}$ $= \quad + \frac{2}{3} \quad + \frac{1}{3}$					
	容 積 計 算 欄	上甲板下船体主要部の容 積	$0.65 \times L \times B \times D$ $0.65 \times \quad \times \quad \times \quad = \quad m^3 \dots\dots\dots \textcircled{ア}$					
		上甲板下その他の容 積	位置及び名称	最大の長さ	平均の幅	平均の高さ	容 積	
		合 計					①	
	上甲板上の容 積	位置及び名称	最大の長さ	平均の幅	平均の高さ	容 積		
合 計					②			
総トン数			トン		合計容積 (⑦+①+②) = m ³			
船 質								
造船所名称				所在地				
推進機関	種 類				馬 力 数			
	シリンダの数×直径×行程					×	mm×	mm
	製作所名称				型 式			
備 考								
調査 年 月 日								所属 氏名

様式第 34 号

小型（5 トン未満）漁船の総トン数の測度等の調書（旧）

（昭和 57 年 7 月 18 日以前に着工のもの）

調査番号			船 名	丸				
建造・改造・転用			進 水 年 月 日	昭和 年 月 日				
所 有 者 氏 名 及 び 住 所								
船 体	船質及び総トン数 トン							
	長さ 幅 深さ	m m m	容 積 計 算 欄	（上甲板下の容積）				
				ア．主要寸法 長さ 幅 深さ ①				
				0.62 × × × = m ³				
				イ．隆起物及び付加物				
				名 称	平均の長さ	平均の幅	平均の高さ	容 積
				合 計 ②				
				（上甲板上蔽囲した場所の容積）				
				名 称	平均の長さ	平均の幅	平均の高さ	容 積
合 計 ③								
(①+②+③) × 0.353 =		トン						
造船所名称								
推 進 機 関	種類及び馬力							
	シリンダの数及び直径 × mm							
	製作所名称							
備 考								
調査の年月日 年 月 日								
所 属 氏 名								

様式第 35 号

動力漁船推進機関入替届

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住所

氏名 (名称)

1 登録番号 T Y —

2 船 名

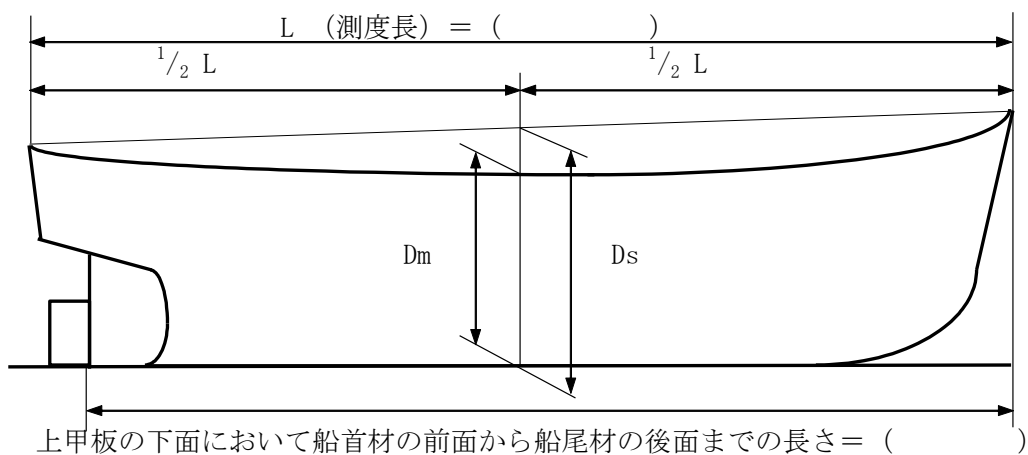
3 推進機関の種類及び馬力数

上記漁船につき、別添推進機関販売契約証のとおり、同馬力の推進機関を入れ替えたので届出いたします。

J E - 1

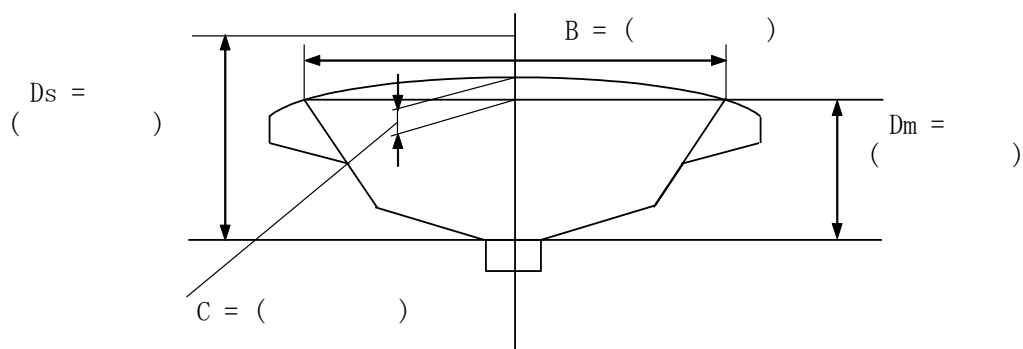
総 ト ン 数 計 算 書 (測度長24メートル未満の船舶)					
新	改 ()	船 舶 番 号		種 類	船 名
用		途	甲板の層数	船 質	推進機関の種類及び数
所 有 者				所 轄 都 道 府 県	
主 要 寸 法					
小型漁船の総トン数の 測度に関する政令第2 条に掲げる小型漁船の 長さ、幅及び深さ		長 さ	メートル		
		幅	メートル		
		深 さ	メートル		
総 ト ン 数					
上甲板下の容積		立方メートル			
上甲板上の容積		立方メートル			
合計容積		立方メートル			
総トン数		ト ン			
年月日 測度執行都道府県 富山県水産漁港課 測度担当者					
備	起工年月日			進水年月日	
	製造番号等				
考					

規則第19条の L. B. Dm. Ds. C

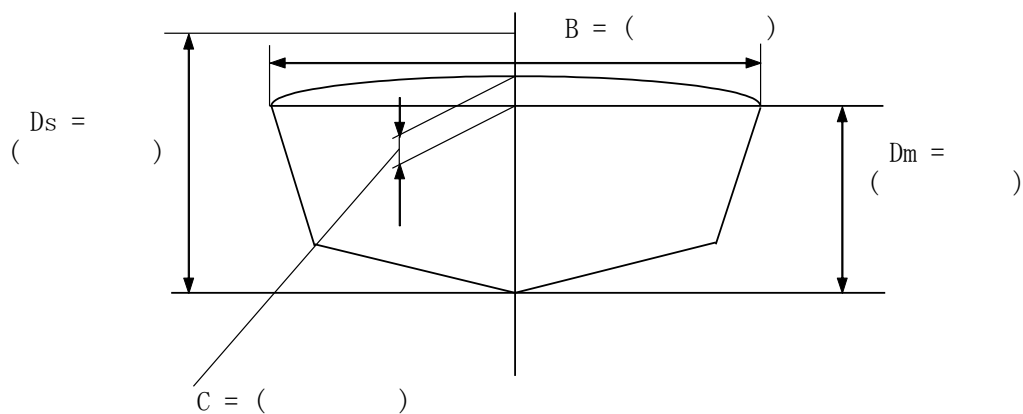


測度長の中央における断面

1. 船側又は船底に張出し部を有する船舶



2. その他の船舶



総 ト ン 数

閉囲場所の合計容積 立方メートル

除外場所の合計容積 (ー) 立方メートル

合計容積 (V) 立方メートル

係数 K_1 $(0.2 + 0.02 \log_{10} V)$ (×)

法第4条第2項の規定の例により算定した数値 (t)

$$\text{総トン数} = t \times \left(0.6 + \frac{t}{10,000}\right) \times \left(1 + \frac{30-t}{180}\right) \times \left(\frac{B}{A} - 0.25\right)$$

$$\underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}}$$

$$0.6 + \frac{t}{10,000} = 1 \text{を越える場合は } 1 \text{ とする。}$$

$$1 + \frac{30-t}{180} = 1 \text{未満となる場合は } 1 \text{ とする。}$$

$$\frac{B}{A} - 0.25 = \text{規則第36条の規定に適合する船舶についてのみ記入し、}$$

他の船舶の場合は斜線とする。

上 甲 板 下 の 容 積

上 甲 板 下 船 体 の 容 積

$$V_u = 0.65 \times L \times B \times \left\{ D_m + \frac{2}{3} \times C + \frac{1}{3} (D_s - D_m) \right\}$$

$$\underline{\hspace{2cm}} = 0.65 \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \left\{ \underline{\hspace{2cm}} + \frac{2}{3} \times \underline{\hspace{2cm}} + \frac{1}{3} \left(\underline{\hspace{2cm}} - \underline{\hspace{2cm}} \right) \right\}$$

備

考

船舶番号

[illegible][illegible]

立方メートル

考

中間測度届出書

富山県水産漁港課長 殿

船舶所有者

住所

氏名 (名称)

中間測度を受けたいので、下記のとおりお届けします。

記

1 船 名

2 総トン数 約 トン

3 進水予定年月日 年 月 日

4 中間測度を受けようとする造船所及び期日

造船所名

期 日 年 月 日

様式第 38 号

漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する申告書

年 月 日

住所

氏名（名称）

このたび建造（改造）の許可を申請した船舶は、下記のとおり漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に該当しますので、関係書類を添えて申告します。

記

	被代船（改造前）	代船（改造後）
1. 船名		
2. 漁業種類		
3. 予定航海日数		
4. 乗組員数		
5. 総トン数		
6. 増加トン数		
増加トン数のうち「新設備基準」等適用のための増加トン数		
7. 船舶の長さ		
8. 船舶の幅		
9. 船舶の深さ		
10. 建造（改造）を行う造船所の名称及び所在地		

※関係書類

- ・ 一般配置図（A 3 版）
- ・ 漁船の設備基準の適用に伴い漁船が大型化したこと及びそのことにより増加したトン数が分かる資料、算定書等

様式第 39 号

無線設備入替届

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所
氏 名 (名称)

1. 登録番号 T Y ー

2. 船名

3. 無線電波の型式及び空中線電力

電信

電話

(例) 電信 A1A-1W

電話 A3E-1W

上記漁船につき、同型式及び同空中戦電力の無線設備を入れ替えたので届出いたします。